

令和元年度（第73期）司法修習生考試における新型コロナ
ウイルス感染症等の感染防止対策等について

（令和2年11月5日司法修習生考試委員会可決）

令和2年11月19日から同月26日まで実施の令和元年度（第73期）司法修習生考試（以下「本試験」という。）においては、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策

以下の者に対しては、本試験の応試を認めない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等（学校保健安全法施行規則18条で定める感染症。以下同じ。）に罹患し、他の応試者等への感染のおそれがある者（同規則19条で定める基準による出席停止の期間を経過していない場合を含む。）
- (2) 新型コロナウイルス感染者等の濃厚接触者等で、他の応試者等への感染のおそれがある者
- (3) 試験当日、発熱（37.5度以上）、咳等の風邪症状が見られる者で、他の応試者等への新型コロナウイルス感染症等の感染のおそれがある者

2 再試験の実施

- (1) 1により本試験の全部又は一部の科目の応試が認められなかった者について、再試験を実施する。
- (2) 再試験は、本試験の応試が認められなかった科目のみを応試することができる。ただし、応試した本試験の科目に不可と判定された科目があった者は再試験を応試することはできない。
- (3) その他再試験の実施に必要な事項は、委員長が定める。

3 再試験応試者の合否の決定

委員長が決定する。